

「民主的で公正な議会運営に」 新議長に改善提案を申し入れ

日本共産党

「必要な検討は行ないたい」議長



申し入れ書を手渡す(左から)元木美奈子、井原めぐみ、美勢麻里各市議(5月30日、正副議長室にて)

【提案した内容は...】議長、副議長の任期は、地方自治法どおり「議員の任期による」として2年任期とするならいまわしの申し合わせは中止する
【議会役員選出】議員はいずれも平等に主権者たる市民の信託を受けて議会に臨んでいることから、議会役職の選出については、民主的ルールづくりを行う

【常任委員会の決定】各議員の希望ができるだけかなうよう、無党派を含めた党派間の協議で決定すること(日本共産党を除く保守系党派などが密室協議で誰をどの委員会に所属させるかをあらかじめ票読)

【陳情は請願と同等に審議を原則に】(最下段より)義務付けをより明確化すること 政務調査費の使途基準に広報費を定め、議会活動を市民に広報し、啓発する活動の費用についても支出できるようにする

【専決処分について】全国都道府県議長会が「専決処分事由の拡大解釈やこれにもとづく安易な専決処分は、議会の住民代表機能を侵害することになる」として、議会を招集する暇がないと認めるときは要件に議長と首長の協議を

市民から付託を受けた議会の役割は住民自治充実からも重要ですが、現状は議長職をはじめとする役職のたらいまわしや、議員の発言の民主的保障について問題点や課題があり、日本共産党市議団は5月30日、改選後の臨時議会(18日)で選出された秋葉要議長に13項目の改善を求める「申し入れ」を行ないました。
議長は「必要な検討は行ないたい」と回答しました。時期は「九月定例会ごろを考えている」との考えも示されました。

【会派規程の改正】浦安市議会内会派に関する規程「第1条を改正し、1人でも会派として認める」
【議員発言の拡充】1988年6月に強行された議員発言の大幅短縮は元に戻し、一般質問は60分で回数制限を撤廃し、議案等への質疑は時間制限なしで回数3回とする

【現在議案に対する本会議での質疑は代表総括質疑となつていますが、会議規則にそつてどの議員も自由に発言できるようにすること】
【常任委員会における一般質問を許可する】現在委員長報告に対する

【原則とすること】を求めた趣旨を生かし、専決処分の際には必ず議長との協議を前提とする

【陳情の取り扱い】従来浦安市議会が請願・陳情を同等に扱い、委員会付託による審査を原則としていた取り扱いを、06年7月の全員協議会決定で、陳情のみを議会で審査なく議員配布にとどめる差別的扱いとされた。憲法第16条に位置づけられた国民の請願ならびに地方自治法第109条3項で陳情の審査を議会に義務付けていることから、陳情の差別的取り扱いをただちに中止する

【質疑は委員長報告が行なわれる前に質疑要旨を文書で提出しているが、質疑通告は委員長報告後とする】
【一般質問】一般質問は議案審議前の最初の日程に行なうようにする
【委員会傍聴】浦安市議会委員会条例第17条は「委員長の許可を受けたものが傍聴することができ」と規定されているが公開を原則とすべきであり、「委員会の議事は公開する」と改正する

【市民への周知】市民への会議日程の事前周知と充実を図ること
インターネットだけでなく、ケーブルテレビでも本会議の全中継を行なうよう改善する
【議会だよりの改善】議案等への議員の態度一覧を掲載する

【議員視察】視察は目的、計画を明らかに、必要最小限の日程に議会事務局の同行は必要最小限とし、できれば全廃視察先への土産は廃止
【条例による「義務付け」を政務調査費の領収書添付】
【政務調査費】現在政務調査費の領収書添付の義務付けは申し合わせ(01年3月)に定められているが、これを「浦安市議会政務調査費に関する条例」に定め、領収書添付

週刊 市議会報告 日本共産党
平和大好き・憲法9条は世界の宝
2007年6月4日(月) No. 997
市議会議員 元木美奈子
入船4-37-14 355-8526
Eメール: minamotonton@jcom.home.ne.jp
市議会議員 井原めぐみ
東野2-8-13 353-4730
Eメール: i_megumi@d8.dion.ne.jp
市議会議員 美勢麻里
北栄2-3-16-203 354-9269
Eメール: m5mise@jcom.home.ne.jp